

無通帳口座特約（通帳発行形態に関する特約）

第1条（特約の適用範囲）

この特約は、当社と預金契約を締結する方（以下「預金者」といいます）が当社に有する普通預金口座（総合口座および決済用普通預金を含みます。以下同じ）について、普通預金規定、総合口座取引規定、＜大垣共立＞カード規定、カード認証利用規定、手のひら認証サービス利用規定など関連する規定に加えて適用されます。ただし、関連する規定と本特約とで相違が生じる場合には、本特約で定めた内容が優先するものとします。

第2条（通帳の選択・変更）

1. 普通預金口座の利用にあたって、預金者は、通帳を発行する形態（以下「有通帳」といいます）または、通帳を発行しない形態（以下「無通帳」といいます）のいずれかを選択するものとします。発行形態は預金者が当社所定の手続きにより変更することができます。
2. 無通帳を選択する場合、＜大垣共立＞カード（以下「カード」といいます）の発行が必要です。
3. 第3条により、有通帳から無通帳へ切り替えを行う時点で、既にカードを発行している場合は、新たにカードは発行せず、既に発行しているカードをご利用いただけます。

第3条（有通帳から無通帳への切り替え）

1. 当社所定の方法により、発行済の有通帳から無通帳に切り替えることができます。
2. 発行済の有通帳は無通帳に切り替えした時点でご利用いただけません。
この場合、切り替え前の取引については、有通帳に記帳されていない取引があった場合も対象の取引明細（総合口座定期預金明細を含む）（以下「取引明細」といいます）は通帳に記帳することはできません。

第4条（無通帳から有通帳への切り替え）

1. 当社所定の方法により、無通帳から有通帳に切り替えることができます。
2. 無通帳を有通帳に切り替える場合、無通帳の間の取引明細は切り替え後の通帳へ記帳することはできません。
3. 家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合、または家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がされた場合には、書面による当社所定の方法により、無通帳から有通帳へ切り替えます。

第5条（取引明細の確認）

1. 無通帳を選択した場合、取引明細は、スーパーOKダイレクト、OKBアプリ等（以下「スーパーOKダイレクト等」といいます）を契約・登録いただくことで電磁的方法によりご確認ください。
2. スーパーOKダイレクト等でご確認いただける取引明細の照会期間はそれぞれ当社所定の期間とします。

第6条（預金の預け入れ）

1. 店舗窓口で無通帳を選択した普通預金口座に現金、手形、小切手等を預け入れるときは、当該預金口座のカードを提示のうえ、当社所定の入金票に記入いただきます。
2. カードの提示がない場合は、当社所定の振込手数料が必要となる場合があります。

第7条（預金の払い戻し）

店舗窓口で無通帳を選択した普通預金口座から払い戻すときは、当該預金口座のカードを提示のうえ、当社所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）、もしくはカード認証取引もしくは手のひら認証取引をしていただきます。

第8条（無通帳を選択した普通預金口座の解約）

無通帳を選択した普通預金口座を解約する場合には、当該預金口座のカードと届出の印章を持参のうえ、当社国内本支店の店舗窓口に申し出てください。

第9条（特約の変更等）

1. この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

（2025年3月1日 現在）